

## **通院・外出介助の要点について**

### **1. 訪問介護とは？**

訪問介護とは、法律上、次のとおり規定されています。

#### **法第8条第2項**

この法律において「訪問介護」とは、要介護者であつて、居宅（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホーム、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム（第十一項及び第十九項において「有料老人ホーム」という。）その他の厚生労働省令で定める施設における居室を含む。以下同じ。）において介護を受けるもの（以下「居宅要介護者」という。）について、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて、厚生労働省令で定めるもの（夜間対応型訪問介護に該当するものを除く。）をいう。

簡単に言うと、次の3つの要件すべてを満たしている必要があります。

①利用者の居宅の中で、②資格をもった訪問介護員等によって、③介護・日常上の世話をを行うもの。

### **2. 「訪問介護」と「通院・外出の介助」（身体型・通院等乗降介助）の関係は？**

では、「居宅において」と「通院・外出等の介助」との関係がどのように整理されているかという点。

解釈通知 第二の1の(6) 訪問サービスの行われる利用者の居宅について

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーションは、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条の定義上、要介護者の居宅において行われるものとされており、要介護者の居宅以外で行われるものは算定できない。例えば、訪問介護の通院・外出介助については、利用者の居宅から乗降場までの移動、バス等の公共交通機関への乗降、移送中の気分の確認、（場合により）院内の移動等の介助などは要介護者の居宅以外で行われるが、これは居宅において行われる目的地（病院等）に行くための準備を含む一連のサービス行為とみなし得るためである。居宅以外において行われるバス等の公共交通機関への乗降、院内の移動等の介助などのサービス行為だけをもってして訪問介護として算定することはできない。

やはり、居宅での介助であり、居宅での介助が伴う必要があります。

通院・外出介助に係るQ&Aが、平成15年5月30日に厚生労働省老健局老人保健課から出ていますので、上記の①（居宅において）、②（訪問介護員等によって）、③（介護・日常上の世話）を念頭において、再度、確認してください。

### 3. 通院等乗降介助（100単位）とは？

解釈通知（別紙）を見てみると、簡単に言うと、次の段階で、サービス（介助）が必要なことが分かります。

#### 「①自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」＋「②乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」若しくは「③目的地での介助」

居宅における訪問介護員等による「①乗車又は降車の介助」が必ず伴っていることが前提で、加えて「②移動等の介助」若しくは「③目的地での介助」が必要とされています。

### 4. 通院等乗降介助の行き先（利用目的）は？

「通院等乗降介助」（100単位）の利用目的は、解釈通知において、身体介護の「通院・外出等介助」と同じとあります。病院や本人が行かないと買えず、買わないと日常生活に支障を来す買い物などです。

「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」 抜粋

#### 1-3-3 通院・外出介助

声かけ・説明→目的地（病院等）に行くための準備→バス等の交通機関への乗降→気分の確認→受診等の手続き  
（場合により）院内の移動等の介助

よって、通院等乗降介助が必要な利用者に対して、「引っ越しなど日常生活以外の目的」で介助しても、訪問介護で対応できません。

### 5. 適切なアセスメントを通じて、居宅サービス計画に位置付ける必要がある

当然のことですが、解釈通知に、次のとおり記載されています。

#### 解釈通知 第二の2の（6）の⑦

「通院等のための乗車又は降車の介助」の単位を算定するに当たっては、適切なアセスメントを通じて、生活全般の解決すべき課題に対応した様々なサービス内容の1つとして、総合的な援助の一環としてあらかじめ居宅サービス計画に位置付けられている必要があり、居宅サービス計画において、

ア 通院等に必要であることその他車両への乗降が必要な理由

イ 利用者の心身の状況から乗降時の介助行為を要すると判断した旨

ウ 総合的な援助の一環として、解決すべき課題に応じた他の援助と均衡していることを明確に記載する必要がある。

事業所から、時折、次のような質問がありますが、上記のア～ウから、答えがでます。

Q： 一般のタクシーを利用して、自ら通院できる方は、「一般のタクシー」と「通院等乗降介助」のどちらを優先すべきか。

A： これは、「通院等乗降介助」を利用した方が、利用者負担が少ないからとの理由からです。そもそも、一般のタクシーを利用して、訪問介護員等による具体的な介助を必要とせず、通院できる方は、居宅サービス計画に、通院等乗降介助の必要性等が位置付けられないので、訪問介護で対応できません。

## **6. その他の注意事項**

サービス提供責任者は、「訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等であって専ら訪問介護の職務に従事するもののうち・・・サービス提供責任者としなければならない（非常勤の場合を除く）。」とあります。

常勤かつ専従の訪問介護員として配置したサービス提供責任者については、介護報酬を伴わない事業（業務）に就くことが出来ないため、勤務表等により、明確に区分けをしてください。